

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第131号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年8月4日（木） 18時30分ごろ	
発生場所	千葉県浦安市港地先 浦安沖灯標から真方位050° 1.3海里付近 (概位 北緯35° 37.6′ 東経139° 54.9′)	
事故等調査の経過	平成23年8月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 乗組員等に関する情報 死傷者等 損傷	
	ミニボート（船名なし）、3m未満 なし、個人所有 操縦者、操縦免許なし なし 右舷船底及び右舷船側に擦過傷	
事故等の経過	本船は、操縦者が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、浦安市南方沖において、機関を停止して船外機の燃料油の給油を行っていたところ、護岸との距離を確認していなかったことから、本船が東の風に圧流されて護岸に接近していることに気付かず、平成23年8月4日18時30分ごろ浦安市港地先の護岸の消波ブロックに乗り揚げた。 本船は、操縦者が携帯電話で海上保安庁に連絡し、巡視艇に救助された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約30cm、潮汐 上げ潮の末期	
その他の事項	操縦者及び同乗者は、共に救命胴衣を着用していた。 本船は、ゴム製であり、1.4kWの船外機を装備し、錨を備えていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、浦安市南方沖で機関を停止して船外機の燃料油の給油中、操縦者が、護岸との距離を確認しなかったことから、風によって圧流されていることに気付かず、護岸の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、浦安市南方沖で機関を停止して船外機の燃料油の給油中、操縦者が、護岸との距離を確認していなかったため、風によって圧流されていることに気付かず、護岸の消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	